

みどりの食料システム法の認定制度 について（農業関係）

令和8年4月 徳島県生産流通課

みどりの食料システム法(※)の認定制度は、農林漁業者が**環境に配慮した事業活動**の実施計画を作成し、知事の認定を受けることで、**税制・金融面の支援**が受けられるようになる制度です。

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

環境に配慮した事業活動とは

○第1号活動

土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う事業活動

→ **エコファーマーの取組**（旧持続農業法から移行しました）

○第2号活動

温室効果ガスの排出量削減に効果のある事業活動

- ・施設園芸における省エネ設備の導入
- ・水田における中干し期間の延長 など

○第3号活動

別途農林水産大臣が定める事業活動

- ・水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・バイオ炭の農地施用 など

認定を受けるメリット

- ・農業改良資金等の無利子融資が活用できます
- ・設備投資の際に税制優遇を受けることができます
- ・国庫補助金の採択で優遇されます（ポイント加算）

※「環境保全型農業直接支払交付金」は、令和9年度を目標にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

エコファーマーの法律が変わりました

持続農業法
(廃止)

移行

みどりの食料システム法

第1号活動について認定を受けた農業者の愛称は、引き続き「エコファーマー」と定めています。

第1号活動（エコファーマー）に必要な3つの技術

徳島県では、次の3つの技術を一体的に導入し、化学農薬・化学肥料を、県慣行レベルから**2割以上**低減することを目指す農業者を認定しています。

1 土づくり技術

- ・たい肥等有機物の施用
- ・緑肥作物の利用

2 化学肥料を減らす技術

- ・局所施肥
- ・肥効調節型肥料の施用
- ・有機質肥料の施用

3 化学農薬を減らす技術

- ・機械除草
- ・生物農薬の利用
- ・土壌還元消毒
- ・熱利用土壌消毒
- ・被覆栽培
- ・フェロモン剤の利用
- ・マルチ栽培

など

徳島県エコファーマーマークについて

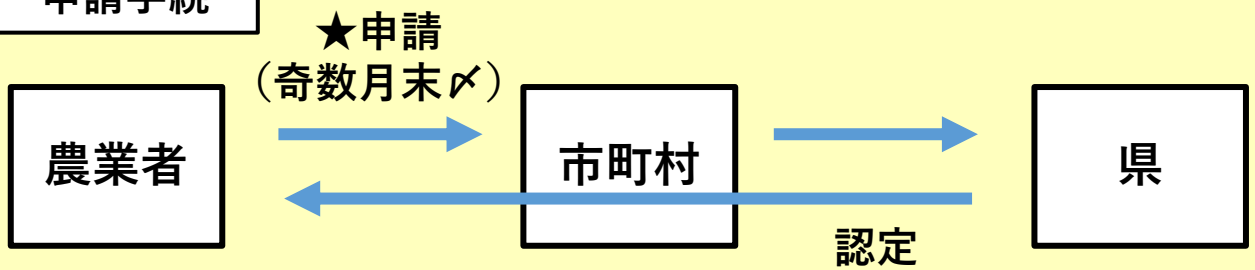
第1号活動について認定を受けた農業者は、計画に記載した取組作物の販売においてロゴマークを使用することができます。



徳島県知事認定

※使用の届出が必要です

申請手続



★申請に必要な書類

- ・ 認定申請書【様式第4号】
(住所や氏名等、申請される方の基本情報)
- ・ 実施計画書
(活動の内容等の書類)【様式第1号】
- ・ 添付書類
(実施ほ場の土壌分析結果)

申請については、まずお近くの
農業支援センターに御相談ください！
土壌分析も実施できます。

※税制特例措置の活用を御希望の方
対象機械を農林水産省HPで確認し、
計画書(別表2)に型番を記載してくだ
さい。



https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html

お問合せ先

徳島県農林水産部生産流通課

電話：088-621-2423

徳島農業支援センター

電話：088-626-8771

鳴門藍住農業支援センター

電話：088-692-2515

吉野川農業支援センター

電話：0883-26-3971

阿南農業支援センター

電話：0884-24-4182

美波農業支援センター

電話：0884-74-7491

美馬農業支援センター

電話：0883-53-2311

三好農業支援センター

電話：0883-76-0654